

答申第 739 号

令和元年 12 月 20 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 8 月 9 日付けで諮問された急傾斜地崩壊危険区域の指定等に係る要望書等一部非公開の件（諮問第 827 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、特定地区の急傾斜地崩壊危険区域の指定と防災工事についての要望書等を一部非公開としたことは、妥当である。後記2(2)のC文書に記載された実施機関の職員の職及び氏名並びに特定市の職員の氏名を公開とする変更決定を行った部分に係る審査請求は却下されるべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成30年5月11日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定地区の急傾斜地崩壊危険区域の指定（以下「本件指定」という。）と防災工事についての要望書等に関して、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成30年5月15日付けで、本件指定と防災工事についての要望書（以下「A文書」という。）、災害報告（以下「B文書」という。）及び特定地区の財務省所有地に関する文書（以下「C文書」という。）を対象文書として特定し、A文書に記載された要望者の氏名、住所、電話番号及び印影（以下「要望者氏名等」という。）並びにC文書に記載された実施機関の職員の職及び氏名並びに特定財務局及び特定市の職員の氏名（以下「公務員氏名」という。）については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年5月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、平成30年6月14日付けで、C文書に記載された実施機関の職員の職及び氏名並びに特定市の職員の氏名を公開とする追加の決定を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 要望者氏名等

ア 条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、同号本文記載の情報であっても、なお原則に戻って公開する旨定めている。

公開されている「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「運用基準」という。）によれば、同号ただし書エについて、「この規定は、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して、将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。」とされている。

イ A文書は本件指定と防災工事についての要望を内容とする文書であるところ、A文書を実施機関に提出した直後に、特定地区で崖崩れが発生したことは公知の事実であり、同事業を早期に進める必要性は一段と高まっている。このような状況の下で、崖崩れ当該地の地権者らが協力して事業の早期実施を求め、かつ早期実施の阻害要因を除去するためには、特定財務局を含めて、どの範囲の地権者らが実施を求めているのかを明確にする必要性が高い。

ウ また、運用基準には、「公開情報の具体例」のうち「ただし書エに該当する情報」として、「急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可申請書にある申請者の氏名及び住所」が挙げられている。この典型例に照らせば、実施機関が一部非公開とした文書は、いずれも条例第5条第1号ただし書エに該当するというべきである。

(2) 公務員氏名

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、同号本文記載の情報であっても、なお原則に戻って公開する旨規定しているが、責任の所在を明確にすることは必要であるから、公務員氏名を公開する必要性が高い。

また、運用基準によれば、公務員等の氏名については、条例には規定がないが、私生活への影響等を考慮し、公開することが適当でない場合を除き、条例第5条第1号ただし書イにより原則として公開するとされていることに

かんがみ、公務員氏名は公開されるべきである。

4 実施機関（担当：横浜川崎治水事務所）の説明要旨

弁明書及び意見書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 要望者氏名等

ア 条例第5条第1号本文該当性について

要望者氏名等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書エは、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予測される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される権利利益とを比較衡量し、前者の利益の保護の必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

そこで、審査請求人の主張を検討すると、公開されることにより得られる利益は、本件指定の要望を行っている者が明らかになることで、当該地において要望を行っていない者（以下「要望不実施者」という。）を明らかにし、要望不実施者に対し働きかけを行うことで、当該地の地権者全員による要望につなげるという点にあると解される。

しかし、急傾斜地崩壊危険区域の指定の要件は、「傾斜度が30度以上のがけであること」、「急傾斜地の高さが5 m以上であること」、「急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上であること」などとなっており、これらの要件が整った地区から順次工事を行うこととなっている。このようなことから、要望者氏名等の公開をもって、どの範囲の地権者が本件指定と防災工事の実施を求めているのかを明確にしたとしても、直接、人の生命、身体等の保護を図ることはできない。

以上を前提に比較衡量を行うと、公開することにより保護される利益は、公開しないことにより保護される利益を必ずしも上回るとまでは言えない

ので、かかる情報は、同号ただし書エには該当しない。

また、これらの情報の内容にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、審査請求人は、同号ただし書エの適用具体例として、「急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可申請における申請者の氏名」を挙げているが、これは既に急傾斜地崩壊危険区域に指定されている地区において、切土や盛土等を行う際の許可申請書に関するものであって、本件において問題となっている要望書とはその性質を異にするものである。

(2) 公務員氏名

ア 条例第5条第1号本文該当性について

公務員氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

実施機関及び特定市の場合、職員の氏名は職員録により氏名が公表されており、また、C文書に記載されている情報は職務遂行上の情報であることから、実施機関及び特定市の職員の職及び氏名については、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている」情報に該当するものとして、平成30年6月14日の変更決定に基づき公開を行った。

一方、特定財務局の職員の氏名については、「課長級以上の幹部職員及び各事務所長次長」のみを公開していたことから、その他の職員の氏名は条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 要望者氏名等

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

そこで、本件についてこれを見ると、要望者氏名等については、本件指定の要望書に署名した地権者の氏名とともに記載された住所、電話番号及び印影であり、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

よって、要望者氏名等は、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する情報については、公開しなければならない旨規定しているが、本規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予測される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される権利利益とを比較衡量し、前者の利益の保護の必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

そこで、本件についてこれを見ると、確かにA文書が実施機関に提出された直後には崩れが特定地区において発生していることから、人の生命、身体等への危害等が現に生じていたことが認められる。

しかし、急傾斜地崩壊危険区域の指定の要件は、「傾斜度が30度以上のがけであること」、「急傾斜地の高さが5 m以上であること」、「急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上であること」などとなっており、これらの要件が整った地区から順次工事を行うこととなっていることから、本件指定及び防災工事について、要望者氏名等の公開により、直接、人の生命、身体等の保護を図れると解釈することは困難である。

以上から、要望者氏名等については、同号ただし書エには該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、運用基準において、同号ただし書エの適用具体例として、「急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可申請書における申請者の氏名」を挙げて、要望者氏名等を公開すべき旨主張するが、これは既に急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域において、切土や盛土等を行う際の許可申請書に関するものであって、本件指定と防災工事についてのA文書とはその性質を異にするものであることから、審査請求人の主張は採用できない。

また、要望者氏名等の内容及び性質等にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びウには該当しないことは明らかである。

(2) 公務員氏名

ア 条例第5条第1号本文該当性について

公務員氏名については、特定の個人を識別できる情報であると認められることから、公務員氏名は、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報については公開すべき旨規定している。

そこで、本件についてこれを見ると、公務員氏名のうち、特定財務局については、「課長級以上の幹部職員及び各事務所長次長」が公開されているが、C文書に記載された特定財務局の職員は「課長級以上の幹部職員及び事務所長次長」に該当しないことから、同職員の氏名は慣行として公にされている情報ではないと認められる。

よって、公務員氏名のうち、特定財務局の職員の氏名については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(3) 公開情報に対する審査請求

平成30年6月14日付け変更決定により公開した実施機関の職員の職及び氏名並びに特定市の職員の氏名については、条例第16条第1項第1号の規定により、本件審査請求の対象たり得ないことから、却下せざるを得ないものと解する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 8 月 10 日 (収受)	○ 諮問
令和 元年 7 月 25 日 (第 198 回部会)	○ 審議
8 月 22 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき意見書を収受
10 月 29 日 (第 201 回部会)	○ 審議
12 月 5 日 (第 202 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	部会員
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
柿崎 環	明治大学教授	
田村 達久	早稲田大学教授	会長職務代理者
常岡 孝好	学習院大学教授	会長 (部会長を兼ねる)
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内 かおる	横浜国立大学教授	部会員

(令和元年12月20日現在) (五十音順)